

豊見城市普通財産（土地）貸付け一般競争入札公告

豊見城市公告第 11 号

豊見城市が管理する普通財産（土地）について、今後の利用形態が定まるまでの間、土地の有効活用を図るため、貸付けに係る一般競争入札を行うので、豊見城市契約規則（昭和 49 年規則第 11 号）第 5 条の規定に基づき公告する。

令和 7 年 2 月 26 日

豊見城市長 徳元 次人

1 入札に付する事項

普通財産（土地）

所	在	:	与根西部土地区画整理事業仮換地 2 街区 1、2、6 画地
対 象 面	積	:	10,293.33 m ²
予 定 価	格	:	月額 3,098,293 円
貸 付 期	間	:	令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 3 年間
現 場 説 明 会	:	:	－

（従前地）

所	在	:	豊見城市字与根西原
地	番	:	50 番 30、50 番 31、50 番 108

※ この入札に参加するものは、事前に入札参加の申込が必要です。

2 質問及び回答

（1）質問

本入札に質問がある場合、質問書（様式第 1 号）により FAX 又は電子メールで令和 7 年 3 月 3 日（月）午後 5 時まで受け付ける。

※ 送付あて先：zaisan-g@city.tomigusuku.lg.jp

（2）回答

令和 7 年 3 月 5 日（水）までに質問者に電子メールで回答する。

3 入札の日時及び場所

（1）入札参加の申込

① 入札に参加する希望者は、申込の受付期間内に一般競争入札参加申込書兼誓約書及びその他必要書類を受付場所へ提出し、申込手続きを済ませること。

② 申込の受付期間、時間及び場所

令和 7 年 3 月 7 日（金）から令和 7 年 3 月 14 日（金）まで（ただし、閉庁日を除く。）

午前 9 時から午後 5 時まで（ただし、午後零時から午後 1 時までを除く。）

豊見城市役所 4 階 管財課

※ 申込する来庁日時等について、あらかじめ電話連絡（098-850-0519）を行うこと。

③ 入札参加資格

入札には、個人又は法人を問わず参加できるものとする。ただし、次のいずれかに該当する者は、参加できない。

ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者

※ 入札参加資格の確認を行うため、本市が警察等関係機関に対して照会を行うことについて、あらかじめ承諾すること。（申込者が法人の場合、役員等を含む。）

イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により、一般競争入札への参加を制限されている者

④ 提出書類等

ア 一般競争入札参加申込書兼誓約書

（ア）個人による申込の場合

印鑑登録証明書

住民票の写し（本籍・個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）

（イ）法人による申込の場合

印鑑証明書

登記事項証明書（現在事項証明書）

役員名簿

イ 委任状

代理人により入札（入札書提出）する場合は、委任状を併せて提出すること。

ウ 普通財産貸付申請書

（２）入札方法

本入札は郵便型入札とし、入札は郵送のみ受け付けるものとする。なお、入札書には、1 か月間の貸付料の金額（消費税及び地方消費税に相当する額を加算しない金額）を記入すること。

① 入札期間

令和 7 年 3 月 17 日（月）から令和 7 年 3 月 25 日（火）必着

※ 入札書等の必要書類を必ず簡易書留により豊見城郵便局留へ郵送すること。

※ 入札期間中に入札書等の必要書類が到達しない場合、無効となるので留意すること。

② 提出書類

- ア 入札書（入札書提出用封筒に入れ、封緘（糊付け）し、登録印で封印すること）
- イ 入札保証金提出書兼返還請求書（裏面に入札保証金納付済を証する（領収書）の写し等を貼付すること。）

③ 送付先

〒901-0292 豊見城市宜保一丁目1番地1

豊見城市役所 総務企画部 管財課行（豊見城郵便局留）

※ 一度郵送（提出）した入札書の引換え、変更、取消はできないので留意すること。

4 入札に必要な書類及び提示する場所

（1）入札に必要な書類

- ① 一般競争入札参加申込受付書兼誓約書、役員名簿
- ② 入札書、委任状、入札辞退届、入札案件に関する質問方法に関する説明、質問書
- ③ 入札保証金提出書兼返還請求書、納入通知書（入札保証金納付用）
- ④ 入札書提出用封筒
- ⑤ 入札関係書類送付用封筒
- ⑥ 契約書案
- ⑦ 普通財産貸付申請書
- ⑧ 物件明細

（2）提示する場所

豊見城市役所 4階 総務企画部 管財課

5 開札の日時及び場所

（1）日時

令和7年3月26日（水）午後3時30分

（2）場所

豊見城市役所 4階 第3会議室

（3）入札への立会い

入札関係者は、各（社）1名開札に立ち会うことができるものとし、立会いは任意とする。

なお、開札会場への入場には入札参加申込受付書の原本を持参すること。また、入札関係者の立会いが全くない場合は、本市が指定した者を立会いさせて開札する。この場合の意義申立ては認めない。

(4) 落札者の決定方法

- ① 有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された金額が、本市が定めた予定価格以上で、かつ最高の価格をもって入札した者を落札者とする。
- ② 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。くじは、入札関係者が入札参加申込受付書（原本）を持参した場合は、当該関係者が引くことができるものとする。なお、開札に立ち会っていない者等くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない本市職員にくじを引かせて落札者を決定するものとする。
- ③ 本市が定めた予定価格には、消費税及び地方消費税に相当する額は加算されていません。消費税及び地方消費税の課税対象となる貸付けとなる場合、落札金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額が貸付料となることに留意すること。

6 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、入札前までに入札保証金として入札しようとする金額の100分5以上の額（1,000円未満切り上げ）を納めること。
- (2) 入札保証金は、現金又は郵便為替証書のいずれかで納めること。
- (3) 入札保証金が現金の場合、入札が終了した後、落札者を除く入札保証金提出書兼返還請求書に記載された金融機関の口座へ振込み返還する。なお、返還には開札後約4週間程度を要する。また、入札保証金から振込手数料を除いた額を返還額とする。
- (4) 入札保証金が郵便為替証書の場合、入札が終了した後、落札者を除き、その場で返却する。
- (5) 入札保証金に利息は付かない。
- (6) 入札保証金は、契約保証金に充当することができる。
- (7) 落札者が納付した入札保証金を契約保証金に充当しない場合、契約締結後、落札者の請求により還付手続きを行うものとし、入札保証金提出書兼返還請求書に記載された金融機関の口座へ振込み返還する。なお、返還には開札後約4週間程度を要する。また、入札保証金から振込手数料を除いた額を返還額とする。

- (8) 天災その他やむを得ない理由があること、公正な入札が行われないと認められるとき又は入札者が入札条件に反したことにより入札が取り消されたときは、入札保証金を返還する。

7 入札の無効に関する事項

次の各号に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格がない者（参加申込みを行っていない者及び代理人に代理人資格がない場合を含む。）の入札
- (2) 委任状が提出されていない場合の代理人による入札
- (3) 所定の額の入札保証金を納付していない入札
- (4) 本市から交付された入札書（コピー可）以外の入札書による入札
- (5) 入札書の記載事項が不明な入札又は入札書に記名若しくは押印のない入札
- (6) 入札保証金提出書兼返還請求書（裏面に入札保証金納付済を証する「領収書」の写しを貼付したもの）を提出していない入札
- (7) 一人で2通以上（代理の場合も含む。）の入札書を提出した入札
- (8) 入札金額を訂正した入札（訂正印の押印があっても無効となります。）
- (9) ボールペン等（書いた文字が消えないもの）以外で入札書に記載事項を記入した入札
- (10) 予定価格を下回る金額による入札
- (11) 封緘、封印がされていない入札書提出用封筒による入札
- (12) 期限までに入札書が指定した送付先に到着しなかった入札
- (13) 入札に関し不正の行為をした者の入札
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札

8 その他必要な事項

- (1) 契約書（案）を熟読すること。なお、契約書（本市保管のもの1部）に貼付する収入印紙等、本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、落札者の負担とする。

- (2) 入札の公正性、競争性を確保するため、入札参加状況等の問合せについて一切答えない。
- (3) 本公告に定めのない事項について、本市契約規則その他関係法令の定めるところによる。